

新自由主義下の福祉制度における「監視」と白人貧困層の対応

— 南オーストラリア州反貧困ネットワークの事例から —

栗田梨津子

Abstract

This article examines how impoverished Anglo-Australians reacted to the interventionist neoliberal welfare policy that attempts to instill values and behavioral style in welfare recipients to create “desirable citizen.” It focuses on the activities of the Anti-Poverty Network South Australia (APNSA), a grassroots civil group in Adelaide. APNSA has different significance for members and general citizens participating in the activities to provide emotional and practical support to people on low incomes. For members, APNSA helps them restore their confidence and dignity by providing them with knowledge and skills to confront unfair treatment from staff at welfare offices. It also spreads the awareness of resisting in solidarity against the existing welfare system. For general citizens, on the other hand, acquainting them with the experiences of those fallen into poverty may change their prejudice toward people on welfare payment. It also elucidates how under neoliberal policy anyone, including themselves, can be placed in a similar situation, thereby instilling them with empathy toward these people.

はじめに

オーストラリアでは1996年にハワード保守党連立政権が誕生して以来、自己責任や個人主義をはじめとする新自由主義的な規範が強調されるようになった。新自由主義の下では、雇用における機会の平等と引き換えに、国家と市民の「相互義務 (mutual obligation)」の重要性が強調され、すべての人々に経済的貢献を通じた市民としての義務の遂行が求められた。それに伴い、完全な市民権は、高い専門性や技能をもち、国家にとって経済的に有益と思われる人々のみに与えられ、そのような交換可能な能力がないとみなされた人々は、市民としての十分な権利を享受する資格がないとされたのである (Sarian 2018)。

特に、政府からの福祉給付金を受給する人々は、人種やエスニシティにかかわらず、「望ましくない市民」として一括され、「絶対的な他者 (absolute other)」とみなされた。政府からの福祉給付金の受給は、かつては人々が人生において何らかのリスクに直面した際の市民の権利とみなされていたが、現在の福祉制度のもとでは、「受動的な」福祉とみなされ、支援は権利としてではなく、条件付きで付与されるものとなったのである。また、「相互義務」の下では、自己管理ができることが良い市民の条件とされる中で、福祉金受給者は自己管理ができない人々とみなされ、政府が彼らの生活に介入し行動様式の変容を促す場合もあった。たとえば、福祉給付金の一部が現金ではなく、用途を限定したデビットカードに振り込まれたり、あるいは地域社会でのボランティアやコミュニティでの奉仕活動との引き換えに支給されたりすることもあった。そして、このような条件付きの福祉給付金の支給は、受給者の自尊心の低下や自己否定をもたらすことが指摘されている (Shaver 2002; Hyatt 2001)。

オーストラリアの福祉をめぐるこうした現状を踏まえ、本稿では新自由主義時代の福祉制度の内実を概観した上で、「望ましくない市民」とされた白人貧困層の人々が、彼らの生活を監視し、価値観や行動様式を管理しようとする政府の試みにいかに対応しているのかを明らかにする。とりわけ、筆者が2017年より聞き取り調査を行ってきた南オーストラリア州州都、アデレードに居住する低所得者層の白人住民によって開始された反貧困運動の事例を取り上げ、そのような草の根の市民運動の意義について考察したい。

1. 収入管理制度と「失業手当のための」労働制度

新自由主義の台頭と共に、福祉制度の中に市場の論理や管理主義が導入されると、多くの福祉国家の構造は変化した。それまで国家によって管理されていた福祉事業所の民営化が行われ、福祉サービスを受けるケアの主体は、「ケアに値する人々 (deserving)」と「値しない人々 (undeserving)」とに分断された。そして、薬物、アルコール中毒、肥満等の生活様式によって引き起こされた病気を患う人々は後者に分類され、公的なヘルスケアを受ける権利が剝奪されることもあった (Yuval-Davis 2011: 54-55)。また、新自由主義は、ソーシャルワーカーの福祉に対する考え方や福祉の実践方法にまで影響を及ぼした。たとえば、管理主義が社会サービスの根底にある理念にとって代わり、社会福祉の実践における感情的な要素が失われた結果、ソーシャルワーカーは業績管理や業績目標にとらわれ、クライアントの問題に対処し、支援を行うという本来の能力が低下していることが報告されている (Singh and Cowden 2009)。

新自由主義の影響を強く受けた他の西洋諸国と同様に、オーストラリアでも、福祉の民営化に伴い、福祉サービスの受給資格が厳格化されるとともに、家計収入調査の範囲を拡大することでクライアントの排除が行われるようになった (Findley and McCormack 2005)。福祉サービスの受給にあたって真っ先に厳しい監視の対象となったのが先住民であった。とりわけ、遠隔地の先住民コミュニティでは、長年、慢性的な雇用機会の少なさや失業率の高さによる福祉依存が問題視されていたが、2006年にオーストラリアの国営放送で、北部準州の先住民コミュニティにおいて、飲酒、家庭内暴力といった負のサイクルがはびこり、さらに少女への性的虐待が常態化しているという報道がなされたのを機に、連邦政府は翌年に北部準州緊急措置法 (介入政策) の施行に踏み切ったのである。

同法は、アボリジニが福祉給付金を飲酒や賭博などに使用しているとした上で、北部準州のすべての先住民コミュニティにおける飲酒とポルノを禁止し、政府がアボリジニの収入管理を行うなどの政策が実施された。収入管理制度の下では、福祉給付金を全額現金や銀行振込で支払うのではなく、その一部がベーシックカード (BasicsCard) と呼ばれるデビットカードに振り込まれることとなった。このカードは、日用品や生活必需品を扱う指定された店舗でしか使用できないため、受給者の金の使い方を管理できることになる (塩原 2018: 51)。このような政策の根底には、先住民には金銭管理をはじめとする自己管理能力がないという考えがあり、政府が先住民に望ましい生活のあり方を啓蒙するという名目の下で、先住民の生活の監視が強化されることになった (Altman 2010; 塩原 2018)。

北部準州緊急措置法は当初、先住民のみを対象としていたが、後に同法の下で実施された収入管理は、「不利な立場に置かれた地域 (disadvantaged region)」と連邦政府が判断した地域の住民に「人種の区別なく」適用されることになった。「不利な立場に置かれた地域」とは、失業率が高く、福祉依存が常態化している地域であるが、最初の対象地域はニューサウスウェールズ州バンクスタウン、クィーンズランド州ローガンおよびロックハンプトン、南オーストラリア州プレイフォード、ビクトリア州シェパートンであった。これらの地域では、収入管理制度は「強制ではない」が、自発的に加入した人の他、収入管理が必要だと福祉事務所の職員が判断した人々にも適用された。そのような人の中には、育

児を担えず貧困状態にあるシングルマザーや、アルコール依存症や心の病気を患っている人が含まれていた（塩原 2018）。

また、長期にわたって失業状態にある人々の行動様式を改善し、彼らを市場経済へと組み込むための制度として「失業手当のための労働（Work for the Dole）」プログラム（以下、WfD プログラム）も導入された。このプログラムの下では、個人が福祉給付金を受給するようになったのは自己責任であるとされ、各自が生活様式や行動様式を改善し、労働市場で生き抜くための技能やキャリアを磨くことで自己改善をすることが求められた。こうした考えに基づき、失業者に疑似職業体験させることで、就職に役立つ技能を習得させ、地域社会への返礼をさせることが最終的な目的とされたのである。この制度は、失業者のみならず、シングルマザーなど福祉受給者の親に「正しい子育て」をさせ、貧困の連鎖を断ち切る手段としても有効であるとされた（藤田 2016）。

WfD プログラムの対象となった者は、就学するか、政府指定の非営利組織や企業でのパートタイムの労働や奉仕作業に従事するかという二つの選択肢が与えられ、約6ヵ月間にわたってこれらの活動のいずれかに従事しなければ、福祉金を減額されるか、あるいは打ち切られることになる。WfD の下で労働を選んだ場合、労働自体への対価は支払われることはなく、それはあくまでも福祉給付金を得るための条件となる。この制度の対象者は当初、先住民、非先住民にかかわらず、6ヶ月間福祉給付金を受給する18歳から24歳の若者であったが、2014年より政府が指定した18の地域に居住する18歳から29歳の求職者に拡大され、2015年には、オーストラリアにおける失業者の大多数を対象に強制されることとなった。

2. アデレードの貧困地区の社会経済的状況

ここでは、後述する反貧困ネットワークの中心的なメンバーが居住する、南オーストラリア州において「不利な立場に置かれた地域」に指定されたアデレード北部郊外のプレイフォードを例に、貧困地域の社会経済的状況と住民の生活の実状をみていく。2016年の国勢調査によると、プレイフォードの住民の個人収入はアデレード全体と比較すると、高所得（1週間あたり1750ドル以上）の人々の割合が低く、低所得（1週間あたり500ドル以下）の人々の割合が高い。具体的には、1週間あたりの収入が150ドルから399ドルの人々の割合が22.2パーセントであり、アデレード全体の17.4パーセントよりも高い。一方で、1500ドルから2999ドルの人々の割合は、4.1パーセントであり、アデレード全体の8.5パーセントよりも低い（City of Playford）。

また、プレイフォードの低所得者層のうち、27.5パーセントが失業状態にあった。就業者の業種に関しては、単純労働者、コミュニティ・サービス従事者、販売員の割合が高く、それぞれ24.6パーセント、17.2パーセント、14.5パーセントである。アデレード全体の単純労働者の割合は19.9パーセントであったことから、単純労働者が占める割合がとりわけ高いことがわかる。また、低所得世帯の人々の資格に関しては、学位または職業資格をもつ人の割合が低く、公式の資格をもたない人の割合が高い。具体的には、15歳以上の低所得世帯のうち、何らかの資格をもっていたのは28.8パーセントであったのに対し、65.4パーセントが何の資格も保持していなかった。アデレード全体の場合、有資格者は35.7パーセントであり、無資格者は59パーセントであることから、やはり有資格者の割合が相対的に低いことがわかる（City of Playford）。

プレイフォードでは一般的に、世代間で貧困が継承されることが多く、低所得者の家庭に生まれた子供は貧困から抜け出せないというケースが珍しくない。また、貧困の問題は、家庭崩壊やネグレクト、アルコール依存症、薬物乱用、心身の健康問題、健康障害につながる生活様式の選択など他の様々な問題と複雑に絡み合っていることが多い。以下のプレイフォードの住人の生活経験に関する語りからは、

このように貧困が複合的な要因によってもたらされることが窺える。

「1978年はエリザベス（プレイフォードの郊外）では厳しい年でした。私達はまともな職を得ようと努力しましたが、数年間、終身雇用の職に就くことができませんでした。夫は自営業を続けながら、小さな資産運用会社に雇われましたが、その会社は後にかつてのライバル会社を買収されてしまいました。彼はただちに解雇されました。何もかもが終わりました。それから3年間、最悪の時間と場所の中で私達は失業状態にありました。貧困に陥ってしまったのです。夫は空軍に入りましたが、それは彼の健康に有害であることがわかり、訓練終了後に辞めました。間もなくして、夫は初めて神経衰弱にかかりました。私達には3人の子供がいたので、彼は2週間ほど拘留されました。私は家族をエリザベスからできるだけ離れた場所へと移動させました。そして障害者手当を受けられるようになりました。（中略）それから30年以上が経ち、私達には9人の子供と14人の孫がいます。私は常に多くの人々から差別されてきました。友人は僅かしかいませんし、親戚もいません。私達は非常に貧しく、日用品を確保したり買ったりするのに常に苦労してきました。」

Anti-Poverty Network SA, Quarterly (2016) issue 1, Stories from below the poverty line より

上記の語りから、この住民とその夫は就労の意欲があるにもかかわらず、不景気によって雇用機会に恵まれなかった結果、長期にわたる失業状態に陥り、そのことが精神疾患をもたらしたこと、そして貧困に陥り、福祉手当を受給することによって社会から疎外され、人間関係が制限されるようになったことがわかる。長期にわたってこのような環境に身を置くと、人々は心身ともに過度なストレスに晒されることになる。そして、ストレスから逃れるために酒や薬物に依存し、さらには重度のうつ病、双極性障害、統合失調症といった精神疾患を抱えるようになるという負の連鎖をもたらすこともある (Hodgkinson, Godoy, Savio Beers and Lewin 2017; マクガーヴェイ 2019)。その結果、就業の機会がますます奪われ、福祉手当に依存して生活せざるを得なくなるのである。

3. 貧困との闘い——南オーストラリア州反貧困ネットワークの事例

このように「不利な立場に置かれた地域」に居住する人々は、貧困とそれに伴う様々な困難に日々直面しているが、一部の住民の間では貧困と闘おうと連帯する動きがある。そのような連帯の例として南オーストラリア州反貧困ネットワーク (Anti-Poverty Network South Australia 以下、APNSA) の活動が挙げられる。このネットワークはプレイフォードとその近隣の住民を中心に貧困や失業に晒された人々自身によって2013年に設立された草の根レベルの市民団体であり、求職者や低所得者、ひとり親、老齢年金および障害年金受給者、学生、コミュニティワーカーから成る約50人のコアメンバーと、貧困問題に関心をもつサポーターで構成されている。人種構成は数名の先住民を除き、大半が白人住民で占められている。その主な活動内容は、収入管理の対象とされた人々への助言や支援、職業紹介所や社会福祉事務所での申請の補助、ベーシックスカードの廃止を求める運動、失業手当 (Job Allowance) の受給額の値上げをめぐる地方自治体との交渉である。また、一般社会の人々に対して貧困問題の深刻さを訴え、支援を得るための講演会や資金集めのためのイベントも実施している。

APNSAでは、社会奉仕の学位や就労経験をもつメンバーがコーディネーターを務め、その他のメンバーに生活面や福祉サービスに関する支援や助言を与えることになっている。2019年の時点で、コーディネーターの代表は、プレイフォードで生まれ育った20代の白人女性C氏であった。彼女はプレイフォードの他の住民と同様にこれまで経済的困難を経験してきた。子供の頃、父親は建設現場などで労働者として働いていたが、怪我により就業不能となり、彼女が6歳の頃に亡くなった。母親は精神病を

患い、無職であったため、僅かな福祉給付金を受給しながらギリギリの生活を営んでいたという。地元の高校卒業後は、学費免除でアデレード市内の大学に進学するが、生活が困窮していたため、福祉給付金（若者手当）を受給しながらアルバイトを行い、かろうじて学業との両立を図っていた。同時に、社会問題に関心をもっていた彼女は、難民の権利擁護や環境保護に関する社会活動にも幅広く参加していた。聞き取り調査の時点で、彼女は大学を卒業し、求職中であった。

C氏をはじめとし、APNSAがこれまで特に注力してきたのは、収入管理の対象とされた人々が自己の権利を主張するための支援や、WfDプログラムにおける福祉事務所の職員からの不当な扱いへの対応に関する助言である。まず、収入管理について、APNSAの初代リーダーP氏によると、収入管理の対象とされた人々の多くは若者で、彼らの多くがこれまで金銭的な問題のなかった人々であった。たとえば、P氏は自身が支援したプレイフォードのある若者の女性について次のように語ってくれた。

「彼女は収入管理を受けていましたが、パートタイムの学生で、パートタイムの仕事を2つしていました。それは細々とした仕事だったので、収入管理の対象から除外されるほどのものではありませんでした。彼女はそれまでに金銭問題を抱えたことがなく、家賃の支払いを怠ったこともなく、請求書の支払いも怠ったことがないのに、2つの理由で収入管理の対象となりました。1つは、彼女が住んでいる場所です。つまり、プレイフォードの住民であること、2つ目は、彼女が特別な種類のセンターリンクの支払いを受けていたことです。それは、家族の対立や薬物問題などの理由で、早い時期に家族のもとを離れなければならない若者に支給される若者手当です。単にそんな理由でこのプログラムを強要されたのです。」(2017年2月17日の聞き取り調査より)

また、P氏は収入管理の対象とされた人々全般について以下のように評価している。

「多くの場合、彼らは能力があり、自立していて、責任のある人々です。彼らは財政的には苦しいですが、それは彼らの給料が非常に少ない額に設定されているからです。ここ（アデレード）では、住宅費や賃料が非常に高いです。問題は、彼らがお金の管理をできないというのではなく、彼らの収入が非常に低く、生活費がとて高いからです。」

収入管理政策の評価に関する政府報告書においても、収入管理を強制された人の多くは、金銭の管理能力があり、酒や薬物、ギャンブルに関する問題もないとされている（Australian Government 2013）。すなわち、彼らは収入管理を強制される必要ない人であるといえる。P氏は、彼らは収入管理を強要してくる福祉事務所に対して自分たちが主張できる権利について無知であったため、訴訟を起こす権利をはじめとする諸権利についての情報を提供している。

福祉事務所の職員からの不当な扱いへの対応に関して、先述のC氏によると、WfDプログラムへの参加を強要されたメンバーは、政府から業務委託された就職斡旋業者（job active provider）からの不当な扱いや嫌がらせを日常的に経験してきた。WfDプログラムの対象となった福祉金受給者は、定期的に福祉事務所の職員と面談して就職活動の進捗状況を報告し、定められた時間、福祉事務所のコンピューターで職探しをするなどの義務を負っている。これらの義務を果たせない場合、たとえ正当な理由があった場合でも、福祉金を削減されるか、あるいは給付を先延ばしにされることになる。

また、クライアントにWfDの仕事を紹介する際には、当人の経験や関心は全く考慮されず、仕事内容も単純労働が中心である。C氏は、WfDプログラムについて次のように述べている。

「個人的にいい経験になるとは思いません。彼らは失業者に職業経験を与えようとしません。た

たとえば、失業者がWfdの現場に行ってもやることがないことが多いからです。たとえば、監督者が車でその岩をあそこに運べというような命令をします。多くの人が意味のある仕事に就くための経験を得られていません。Wfdはただの罰です。」

(2018年9月17日の聞き取り調査より)

APNSAでは、Wfdへの参加を義務付けられた人々の経験談をニューズレターの中で紹介することに加え、メンバーに自らの経験を市民集会や、ラジオやテレビなどのメディアで語ってもらっている。それには、一般社会の人々に貧困の問題の深刻さを訴えると同時に、一般市民が福祉給付金の受給者に対して抱きがちな「怠惰で自己管理ができない人々」というイメージを払拭したいという狙いがある。たとえば、以下はメンバーが就職斡旋所で職員に自身のこれまでの仕事の経験について語った際の出来事についての報告である。

〈事例1〉

「私は今年学生になる前、5年間Newstart（失業手当）を受給していました。生活環境のことや、主な交通手段がなくなったことが理由で、レイクスリゾートでの調理補助の仕事を辞めたからです。私は何年も引越しを繰り返し、異なる就職斡旋業者を渡り歩いていました。彼らからは支援を受けるよりも軽蔑を受けることの方が多かったです。彼らとの面談は、いつも最初に自分がどんなことに興味があるかという質問で始まります。私は、歴史、スピリチュアリティ、宗教、人を挙げ、最後に政治を付け加えました。すると必ず重い溜息をつかれ、予想通り「現実的になりなさい」と言われるのです。そして彼らは私を接客業へ入れようとしてしました。(中略) 就職斡旋業者は政府からの助成金を得るために失業者を必要としています。だから彼らは誠意のない仕事をして、人を感情を持つ生き物としてではなく、数字のように扱うのです。そして、業者の多くは民間企業のため、当然のことながら会社同士で競合します。彼らは脆弱な人を相手に金儲けをしており、それは不快なことです。(William)

Anti-Poverty Network SA, Quarterly (2016) issue 3, 'Silent No More: Stories from Below the Poverty Line' より

〈事例2〉

「私は反貧困ネットワークで少しボランティアをしていることを話しましたが、彼女(就職斡旋業者の職員)は興味を示しませんでした。彼女は私に、Wfdに加え、新しい活動(job club)に参加するようにと言いました。それは私の(就職斡旋業者に対する)義務を1週間に3日から4日に増やすというものでした。私は週に2日は自分のための時間が必要だと言いました。1日は自分のビジネスの立ち上げ、請求書の支払い、買い物のために、もう一日はボランティア活動のために(それは私にとって大切なことです)。私は、もしその新しい活動が強制なら、署名をする前に、その通知を書面でもらいたいと彼女に言いました。それを聞いた彼女は、「あなたは命令されたことなら何でもやらなければならないません。さもなければ、福祉給付金が打ち切られますよ。福祉給付金はもうただではなくなったのですから。」と言いました。(中略) 私は勇敢に彼女に訴えましたが、それでも怖かったです。求職者と就職斡旋業者の力関係は後者が有利になるようになっていますから。」(Byron)

Anti-Poverty Network SA, Quarterly (2016) issue 3, 'Byron's New Case Worker' より

事例1では、やむを得ない事情で失業者となったWilliamに対し、就職斡旋業者の職員が、当人の興味や関心とは無関係な業種へ就業するように誘導しようとしたという事実が語られている。しかし同時に、Williamは民間の就職斡旋業者がなぜそのような行動をとるのかについての構造的な問題について

も言及している。事例2に関しても、就職斡旋業者と求職者の間の不均衡な力関係にもかかわらず、福祉給付金の打ち切りを脅しとして、自分に新たな義務を押し付けようとする職員に対し、Byronが法的争いとなった場合の証拠とするために、書面での通知を要求するという些細な抵抗を試みていることが紹介されている。この二つの事例に共通するのは、両者とも自分たちに対し圧倒的な権力をもつ就職斡旋業者からの嫌がらせに直面し、苦悩しながらも、それに屈せず闘おうとしていることである。

このような事例がニューズレター等を通して紹介されることによって、同様の境遇にある人々は、初代リーダーが語ったように、貧困は必ずしも自身の非によるものではなく、構造的な要因によって引き起こされていること、そして福祉事務所からの不当な扱いに甘んじるべきではないというメッセージを読み取ることが予想される。また、一般市民も、現在福祉給付金を受給する人は、必ずしも自己管理能力の欠如が原因ではなく、様々な要因が複雑に絡み合ってそのような状況に陥っていること、そして新自由主義の下で雇用状況がますます不安定になる中で、貧困は決して他人事ではないことを学んでいく。C氏によると、実際にAPNSAのイベントに参加した一般市民の間では、福祉金受給者に対する理解が生まれ、彼らへの共感をもつ人も増えてきているという。このような認識の変化は、最終的に、福祉金受給者に付与されがちなスティグマの緩和につながる可能性をもっている。

結びに代えて

国家との「相互義務」を強調する新自由主義的な福祉制度の下では、福祉金受給者は市民としての国家への義務を果たせず、自己管理のできない人々とみなされた。そのような認識に基づき、国家から福祉金受給者への就労支援の業務を委託された福祉事務所が提供するサービスでは、国家が「望ましい市民」に求める考え方が福祉金受給者に教え込まれるとともに、福祉金受給者の就職率の上昇のために、当人の能力や適性を無視した仕事の紹介がなされた。このような福祉事務所による福祉金給付者の扱いは、当人の生活を全面的に管理することで、人々から自信や尊厳、さらには自律心を奪うおそれがあったといえる。

しかし一方で、本稿で取り上げたAPNSAの白人貧困層の人々は、介入主義的な福祉政策に受動的に従うのではなく、互いに連帯しながら政策の背後にある問題について分析し、それに立ち向かおうとしていた。APNSAは、そのメンバーと一般市民にとってそれぞれ異なる意義があるものと思われる。まず、メンバーにとっては、類似の境遇にある人々との交流を通して共苦の感覚が生まれ、共に困難に立ち向かう中で人としての威厳を取り戻すという意義があると考えられる。特に、貧困が個人の「自己責任」とされる現在の社会において、福祉金受給者に自分たちが貧困に陥った背景には構造的・制度的な問題が存在し、連帯してそれに抗することが可能であると気づかせた点は重要である。一方で、一般市民にとってAPNSAの活動への参加は、福祉金受給者の経験を直接聞き、個々人が実際に置かれた状況を知ることによって、福祉金受給者全般に対する否定的なステレオタイプや偏見を改める機会となり得る。そして新自由主義の下で国民内部の格差が広がる中で、貧困とは決して他人事ではなく、誰にでも起こり得るということに考えが及ぶ。それは最終的に、福祉金受給者に対する共感をもたらし、貧困を特定の個人が抱える問題ではなく、より普遍的な問題として捉え直す契機となり得るのである。

参考文献

Altman, Jon (2010) What Future for Remote Indigenous Australia?: Economic Hybridity and the Neoliberal Turn. In Culture Crisis: Anthropology and Politics in Aboriginal Australia. Altman, J and Hinkson, M. (eds.), pp. 87-107. UNSW Press.

Anti-Poverty Network South Australia (2016) Quarterly, issue 1 (April), 'Silent No More: Stories from Below the

Poverty Line

- Anti-Poverty Network South Australia (2016) Quarterly, issue 3 (November), 'Stories from Below the Poverty Line' Australian Government (2013) 'Income Management Evaluations', Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs website.
- Findley, Marina & McCormack, John (2005) Globalisation and Social Work: A Snapshot of Australian Practitioners' Views. *Australian Social Work* 58 (3): 213-226.
- Hodgkinson, Stacy Godoy Leandra, Savio Beers, Lee and Lewin, Amy (2017) Improving Mental Health Access for Low-Income Children and Families in the Primary Care Setting. *Pediatrics* 139 (1) (<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC5192088/>)
- Hyatt, Susan Brin (2001) From Citizen to Volunteer: Neoliberal Governance and the Erasure of Poverty. In *The New Poverty Studies: The Ethnography of Power, Politics, and Impoverished People in the United States*. Goode Judith and Maskovsky Jeff (eds.) pp. 201-235.
- Sarian, Emma (2018) Rethinking Neo/liberalism and the Australian Citizenship Test: A History of Regulating Difference. *Cultural Studies Review* 24 (1): 119-136.
- Shaver, Sheila (2002) Australian Welfare Reform: From Citizenship to Supervision. *Social Policy & Administration* 36 (4): 331-345.
- Singh, Gurnam. & Cowden, Stephen. (2009). The Social Worker as Intellectual. *European Journal of Social Work* 12 (4): 479-493.
- Yuval-Davis, Nira (2011) *The Politics of Belonging: Intersectional Contestations*. SAGE Publications Ltd.
- 塩原良和 (2018) 『分断するコミュニティ — オーストラリアの移民・先住民族政策』法政大学出版局
- 藤田智子 (2016) 「新自由主義時代の社会政策と社会統合 — オーストラリアにおける福祉給付の所得管理をめぐって」『オーストラリア研究』29: 16-31
- マクガーヴェイ・ダレン (2019) 『ポバティール・サファリ — イギリス最下層の怒り』山田文 (訳), 集英社

City of Playford Community Profile

<https://profile.id.com.au/playford/individual-income>